

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの（要望を求めるもの）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）			
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の <u>要望</u> 又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省 	
件名	9 介護保険制度改正に伴う地域支援事業対象事業費の上限設定について			
提案市	伊那市			
提案要旨	平成27年度からの介護保険制度改正により、現在保険給付の対象としている介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）及び介護予防通所介護（デイサービス）が地域支援事業（交付金事業）に移行することが予定されている。保険給付の対象事業費には上限がないが、地域支援事業には対象事業費の上限が設定されているため、枠組みが変わっても必要なサービスを提供できるよう、上限の設定に当たっては、要支援者数の伸び率や市町村個別の実態を十分考慮した上で行うよう強く要望する。			
提案理由	平成27年度以降の介護保険地域支援事業費の上限額の設定について、社会保障審議会介護保険部会の意見では、第6期（平成27年度から平成29年度）には、予防給付からの移行分を賄える額とし、以後市町村ごとの後期高齢者数の伸び率を勘案して設定した額とするとしている。 単に後期高齢者数の伸び率により対象事業費の上限を設定することになると、十分な財源確保ができなくなり、必要なサービスが提供できなくなることや、市の一般財源によるサービス提供をせざるを得ない状況も考えられることから、上限の設定に当たっては、要支援者数の伸び率や市町村個別の実態を十分考慮した上で行うよう要望したい。			

